



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

上場会社名 セフテック株式会社
代 表 者 代表取締役社長 岡 崎 勇
(コード番号 7464)
問合せ先責任者 代表取締役副社長 涌 井 澄 欣
(TEL 03-3811-3188)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 58 回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 29 条（取締役の責任免除）及び定款第 40 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第 29 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|------------------|---|
| 第 4 章 取締役および取締役会 | 第 4 章 取締役および取締役会 |
| 第17条～第28条（条文省略） | 第17条～第28条（現行どおり） |
| （新 設） | （ <u>取締役の責任免除</u> ） |
| | <p><u>第29条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p data-bbox="280 241 647 275">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="150 315 501 349">第29条～第38条（条文省略）</p> <p data-bbox="405 389 513 423">（新 設）</p> <p data-bbox="150 804 501 837">第39条～第46条（条文省略）</p> | <p data-bbox="911 241 1278 275">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p data-bbox="778 315 1158 349">第30条～第39条（現行どおり）</p> <p data-bbox="794 389 1043 423">（監査役の責任免除）</p> <p data-bbox="778 423 1410 584">第40条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p data-bbox="863 584 1410 775">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="778 804 1158 837">第41条～第48条（現行どおり）</p> |

3. 日程

| | |
|-----------------|---------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成27年6月26日（金） |
| 定款変更の効力発生日 | 平成27年6月26日（金） |

以 上